

赤井川村立赤井川へき地保育所入所児童選考基準規程

(入所の決定)

第1条 村長は、赤井川村立赤井川へき地保育所管理運営規則（平成29年赤井川村規則第 号）第3条第1項第1号に規定する事由により保育所の入所の制限を行う場合は、別表に定める児童の選考基準により入所を決定するものとする。

(委任)

第2条 この規程に定めるもののほか、保育所の入所の制限を行う場合の基準について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第1条関係）

児童の選考基準

【基本分】

保育の必要な事由			点数	
就 労	居 宅 外 就 労	就労日が 月20日以 上	月就労時間数140時間以上	100
			月就労時間数80時間以上140時間未満	90
		就労日が 月16日以 上	月就労時間数64時間以上112時間以下	80
		就労日が 月12日以 上	月就労時間数48時間以上84時間以下	70
		就労日が 月12日未 満	月就労時間数48時間以上	60
	居 宅 内 就 労	就労日が 月20日以 上	月就労時間数140時間以上	90
			月就労時間数80時間以上140時間未満	80
		就労日が 月16日以 上	月就労時間数64時間以上112時間以下	70
		就労日が 月12日以 上	月就労時間数48時間以上84時間以下	60
		就労日が 月12日未 満	月就労時間数48時間以上	50

妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産日の8週間後まで		100
疾病・障がい	疾病	入院又は居宅内で常時臥床 ^が	100
		月複数回の通院加療を要する場合	70
		上記以外の自宅療養	50
	障がい	身体障がい者・精神障がい者1級・2級、知的障がい者A・B	100
		身体障がい者3級・4級で保育が著しく困難な場合	80
		上記以外で障がいに関する手帳を保持し、保育が困難な場合	60
親族の介護・看護	病院等の付添看護	100	
	自宅療養	70	
災害復旧	災害により、自宅や近隣の復旧に当たっている場合		100
求職活動	求職活動（起業準備を含む。）に専念している場合		50
就学	在学中又は技能習得中	月就学時間120時間以上	80
		月就学時間120時間未満	70
虐待・DV			※
育児休業以前に保育所等を利用しており、育児休業取得後も継続利用が必要			70
上記に類する状態として村長が認める状態にある場合			※

※については、個別の状況に応じて別途判断する。

【補正分】

項目	補正点数
ひとり親世帯	30
きょうだい ^が 既に入所している場合	20
きょうだい ^が 同時に入所申請をする場合	10
障がい者又は要介護者のいる世帯	30
産休明け又は育休明けによる入所の場合	30